**住　宅　用　家　屋　申　立　書**

（あて先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

秦野市長

申　請　者　住　所

（所　有　者）氏　名

　このたび、私が建築（取得）しました次の家屋は、現在のところ未入居の状態になりますが、自己の居住の用に供するものに相違ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| **家屋所在地** | 秦野市 |
| **家屋番号** |  |
| **家屋の住居表示** | 秦野市　　　　　　　　　　　　　番　　　　号 |
| **入居予定年月日** | 年　　月　　日 |
| **入居が登記の後になる理由**  該当箇所に○をしてください。 | １　資金を借りるため抵当権設定を急ぐ  ２　前住人の未転出による  ３　本人又は家族の病気による  ４　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **提出書類**  及び  **現在居住家屋の処分方法**  該当箇所に○をしてください。 | １　現在の住民票の写し  ２　**現在居住家屋の処分方法がわかる書類**   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 現在家屋の処分方法 | 提　出　書　類　（コピー可） | | ア | 自己所有の家屋を売却する | 売買契約書・媒介契約書等売却を証する書類 | | イ | 自己所有の家屋を賃貸する | 賃貸借契約書・媒介契約書等賃貸借を証する書類 | | ウ | 現住家屋が借家、社宅等 | 賃貸借契約書、使用許可書、家主の証明書等、現住家屋が申請者の所有する家屋でないことを証する書類 | | エ | 現住家屋に親族等が住む | 親族等の申立書等、当該家屋が今後、当該申請者の居住の用に供されるものでないことを証する書類 | | オ | 処分未定の場合 | 入居できないやむをえない理由を証明する書類　（例　病気による未入居・・・治療期間記載の医師の診断書〉 | |

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額（登録免許税）の追加徴収を受けても異議ありません。